

は驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。
須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

在船都通事一員 王兼才 人伴四名

在船使者二員 孫国儀 人伴八名
向廷選

存留通事一員 陳良弼 人伴六名

管船夥長・直庫二名 曾保⁽²⁾ 大汝揖⁽³⁾

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事陳良弼等に付す。此れに准ぜられよ

同治六年（一八六七） 月 日

注*語注は〔三三〇二一〇四〕参照。

(1) 陳良弼 久米村系陳氏。同治六年接貢船の存留通事。

(2) 曾保 同治六年接貢船の管船夥長。

(3) 大汝揖 同治六年接貢船の管船直庫。

3-13-07

琉球国中山王尚泰より關係当局あて、同治六年の接貢船および謝恩使者接回船の派遣に当たり、便宜を図られたき旨、蔡大鼎等に付した執照（同治六《一八六七》、□、□）

琉球国中山王尚（泰）、恭しく勅書を迎え、併びに国使を接回

する事の為にす。

照らし得たるに、同治五年、^{かたじけなく} 叨くも皇上の隆恩を蒙り、天使を選差して本国に按臨せしめ、詔勅を宣読し王爵を襲封せしむ。業に正使の法司王舅馬朝棟・副使の紫金大夫阮宣詔・使者向承儀・都通事蔡呈楨等を遣わし、表章・礼物を齎捧して官伴を率領し、進貢頭号船に坐駕して閩に来たらしめ、^{すで} 已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き^{ぬか}叩きて天恩に謝せしめて案に在り。

茲に査するに、遣わす所の謝恩の使臣は、例として応に来夏に於て進貢使と共に各々勅を捧げて帰国すべし。若し接貢船一隻を遣わして迎接すれば、勢として必ず謝恩の官伴を容載して一齊に帰国する能わず。接貢船隻を遣撥するを除くの外、特に都通事の蔡大鼎等を遣わし、梢役共に六十七員名を率領せしめ、海船一隻に坐駕し、^す 前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書・欽賜の物件を迎え、併びに京より回るの謝恩使の馬朝棟・阮宣詔等を^{うけと} 接りて国に還らしめんとす。

但だ、差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府の礼字第三百四十二号半印勘合の執照一道を給発し、都通事の蔡大鼎等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して遅候するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

在船都通事一員 蔡大鼎 人伴四名

在船使者一員 真承恩 人伴四名

管船夥長・直庫二名 鄭啓勳⁽¹⁾ 西常裕

水梢共に五十五名

右の執照は都通事蔡大鼎等に付す。此れに准ぜられよ

同治六年（一八六七） 月 日

注*語注は〔三〇二〇四〕参照。

(1) 鄭啓勳 嘉慶七年（一八〇二）〜?。久米村系鄭氏（池宮城家）

十七世。道光十一年黄冠、同治八年都通事に陞る。道光十三年
読書習礼のため閩に赴き、十九年帰国。同治六年接貢船の総官

（管船夥長）を務める（『家譜（二）』五八七頁）。

